

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公開番号】特開2020-39718(P2020-39718A)  
【公開日】令和2年3月19日(2020.3.19)  
【年通号数】公開・登録公報2020-011  
【出願番号】特願2018-170989(P2018-170989)  
【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月22日(2021.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

平板状で白色のソルダーレジストからなる被覆が施されている基板本体と、該基板本体の少なくとも一方側の面に実装されている複数のLED、及び複数の該LEDを電氣的に接続する所定の回路を構成しており前記基板本体における前記LEDが実装されている側の面又は前記LEDが実装されていない側の面の少なくとも片側に設けられている銅箔、を有しており、該銅箔が前記基板本体の外周縁から所定距離内側へ控えて設けられており前記基板本体の外周面に前記銅箔の側面が表れていない基板と、

該基板の前方にある透光性を備えた第一部材と、

前記基板の後方にある第二部材と

を具備しており、

前記基板にはベタグランドパターンが施されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

この種の遊技機として、前後に貫通した切欠部を有し表面に金属メッキが施された装飾体と、装飾体の切欠部を閉鎖している透光性を有したレンズ部材と、装飾体の後側に設けられておりレンズ部材を通して前方へ光を照射可能な複数のLEDが実装されている基板と、を備えたものが提案されている(例えば、特許文献1)。この特許文献1の技術によれば、装飾体における金属メッキの輝きにより、装飾体の見栄えを良くすることができると共に、LEDの発光により装飾体を発光装飾させることにより、遊技者の関心を引付けて楽しませることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

ところで、特許文献1の技術のように、表面に金属メッキによる金属装飾部が施されている装飾体では、装飾体の表面において静電気が蓄積されると、金属装飾部の部位では導電性が高いことから、表面の全体に蓄積された静電気が一気に放電されることとなり、放電（スパーク）の電圧（放電圧）が高いものとなる。そして、特許文献1の技術では、金属メッキが施されている装飾体の後側に基板を設けていることから、金属メッキと基板とが可及的に接近しているため、装飾体（金属メッキ）と基板との間で、金属メッキにおいて蓄積された静電気が放電されてスパークが発生する恐れがある。従って、金属メッキと基板との間でスパーク（放電）が発生すると、基板に実装されているLED、LEDドライバIC、抵抗器、等の電子部品が破損してしまい、装飾体の発光装飾（発光演出）を行うことができなくなることで、遊技者を楽しませることができなくなって、遊技者の興趣を低下させてしまう恐れがあった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2015-223485号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、静電気が基板へ放電され難くすることで電子部品の破損を抑制することが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技機において、

「平板状で白色のソルダーレジストからなる被覆が施されている基板本体と、該基板本体の少なくとも一方側の面に実装されている複数のLED、及び複数の該LEDを電氣的に接続する所定の回路を構成しており前記基板本体における前記LEDが実装されている側の面又は前記LEDが実装されていない側の面の少なくとも片側に設けられている銅箔、を有しており、該銅箔が前記基板本体の外周縁から所定距離内側へ控えて設けられており前記基板本体の外周面に前記銅箔の側面が表れていない基板と、

該基板の前方にある透光性を備えた第一部材と、

前記基板の後方にある第二部材と

を具備しており、

前記基板にはベタグランドパターンが施されている」ものであることを特徴とする。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、静電気が基板へ放電され難くすることで電子部品の破損を抑制することが可能な遊技機を提供することができる。